

「彦」 GEN

を手に入れよう

○市民団体(自治会・老人会・子ども会・NPO法人・ボランティア団体など)の皆さんへ

登録団体になれば、寄附してもらった「彦」を換金することができます！！

■ 市民団体の登録を受けるには・・・

◎登録資格・・・登録できるのは次の(1)～(3)の団体です。

- (1) 自治会等
(町内会・老人会・子ども会等、またはそれらの連合体)
- (2) 特定非営利活動法人(NPO法人)
- (3) 市内で活動をしているボランティア団体
(ボランティア活動その他の非営利活動を行う団体)

◎登録の申請

必要なもの

- ・「市民団体登録申請書」
- ・団体の規約・会則・定款等の写し
- ・団体の収支決算書の写し(直近のもの)
等の市長が必要と認める書類

受付窓口

市まちづくり推進課

＜ボランティア団体の登録要件＞

1. 市内に活動拠点がある
2. 規約・会則等がある
3. 公共の利益の増進を目的として
福祉・環境・文化・スポーツ・青少年育成
等の社会貢献に係る分野の活動をしてい
る
4. 営利を目的とした団体ではない
5. 団体の構成員以外の者を対象とした活動をして
いる
6. 団体の構成員が10人以上である
7. 登録申請時に1事業年度以上継続的に活動
している
8. 法令、条例等に違反する活動をしていない
9. 公序良俗に反する活動をしていない
10. 宗教的活動または政治的活動をしていない

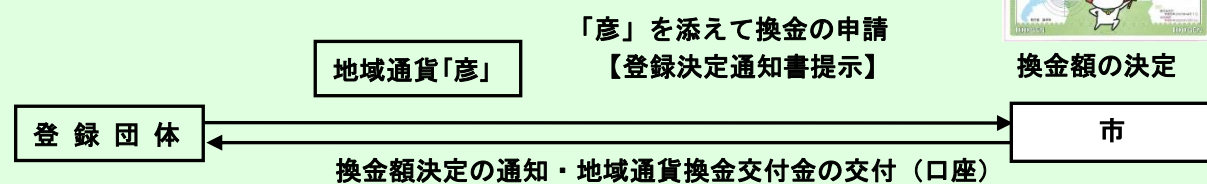
■ 地域通貨「彦」の換金方法

受付時期 随時

(ただし、換金申請は、1団体につき1年度2回を限度とする。)

受付場所 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、申請時期により、
受付場所が異なりますので、事前に表紙の「問合せ先」までお問合せ
ください。

寄附された「彦」を
窓口にお持ちください



「美しいひこね創造活動」は、参加されるみなさん一人ひとりの活動です。
一人ひとりの活動が、彦根をより美しく、元気なまちにしていけるための原動力！！
ぜひ、多くのみなさんの参加をお待ちしております！！

○「彦」が使える市の施設の使用料や手数料

(100彦=100円とし、おつりを受け取ることはできません)

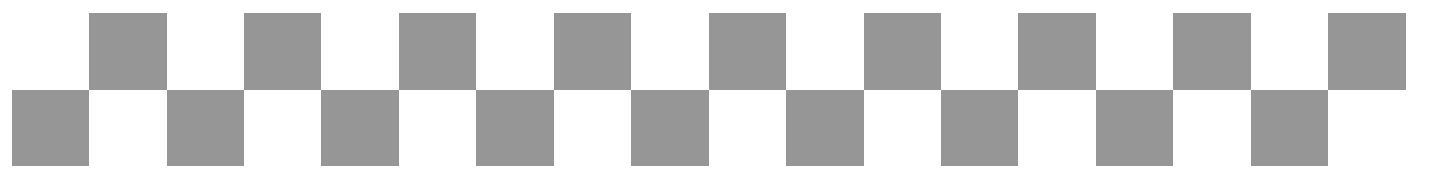
使用料			
彦根城博物館観覧料	彦根城博物館	彦根市駐車場使用料 (※回数駐車券および定期駐車券購入の場合を除きます)	彦根市営中央駐車場 彦根市営河瀬駅前西口駐車場
城山観覧料	彦根城・玄宮園	彦根市観光駐車場使用料	いろは松駐車場 二の丸駐車場 桜場駐車場 大手前駐車場 本町駐車場 松原水泳場駐車場(水泳場の開設期間中のみ)
夢京橋あかり館観覧料	夢京橋あかり館		
彦根市公園使用料 (※行商等の行為を除きます)	金亀公園 荒神山公園		
彦根市自転車駐車場使用料 (※定期使用の場合を除きます)	彦根駅前第1自転車駐車場 彦根駅前第2自転車駐車場 河瀬駅前東口自転車駐車場 河瀬駅前西口自転車駐車場		
手数料			
ライフサービス課に係るもの	戸籍謄抄本・住民票の写し・ 印鑑証明書等の交付手数料	税務課に係るもの	所得証明・納税証明等の交付手数料

※ただし、コンビニ店舗等のマルチコピー機(多機能端末機)から取得いただく場合は、使用できません。



まずは参加登録！！

詳しくは、裏面をどうぞ



問合せ先

市まちづくり推進課

TEL: 30-6117 FAX 24-3288

e-mail: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

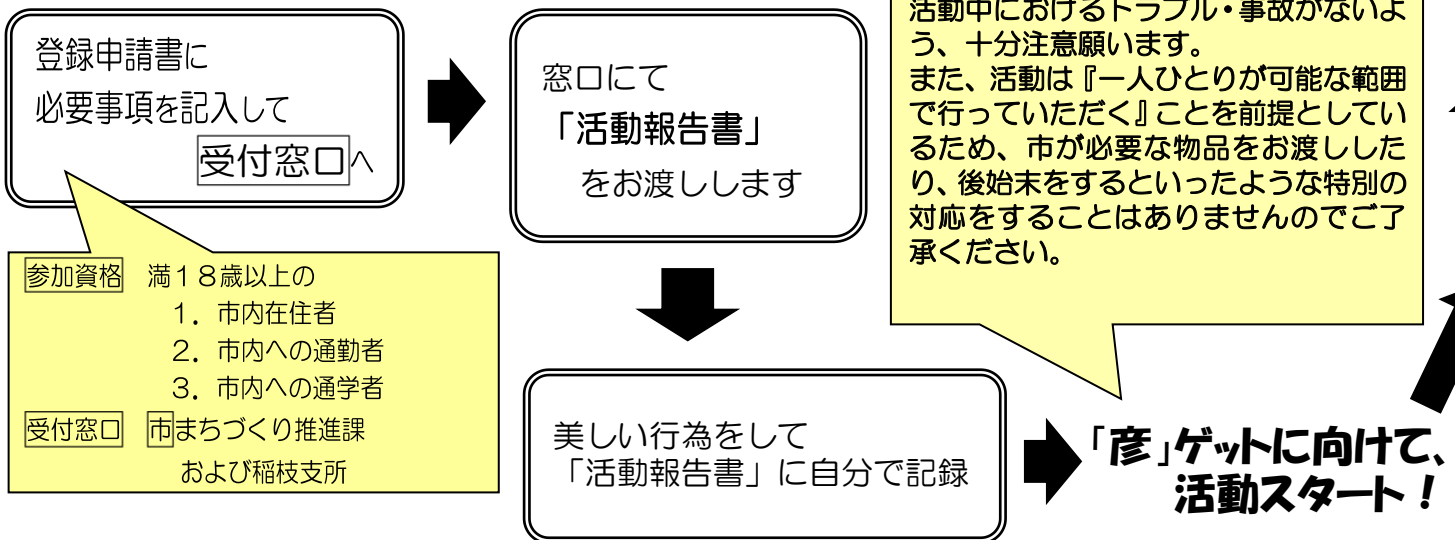
美しい行為って何？

彦根のまちを美しく、元気にするために、一人ひとりが自主的に、無報酬で行う活動のことです。美しい行為は、次の5つの活動に区分されています。

A: まちの美観を保つ活動 ・公道から見えるところに草花を植える ・道路を清掃する ・公共の場所のごみを拾う ・道路や公園などの草むしりをする 等	B: 地域安全活動 ・防災、防犯パトロールをする ・通学路の安全確保をする ・道路や公園などの除雪をする ・カーブミラーを清掃する 等
C: 助け合い活動 ・近所のお年寄りを病院へ送迎する ・近所の乳幼児のお世話をする ・介助が必要な人の手助けをする ・献血をする 等	D: 低炭素社会づくり活動 ・通勤、通学手段や買い物などの移動手段を 自家用車から自転車や公共交通機関に変更する ・資源回収をする ・エコドライブを実践する ・環境家計簿をつける ・環境に配慮して買い物を (エコ商品の購入) 等
E: 健康増進活動 ・ウォーキング ・ジョギング 限定	

「1週間に15分以上の活動」=「1単位」です

参加登録はどうするの？



参加資格 満18歳以上の
 1. 市内在住者
 2. 市内への通勤者
 3. 市内への通学者

受付窓口 市まちづくり推進課
 および稲枝支所

記録は各自で！
 記入も簡単！

●記入例

週	活動期間	15分以上活動した日	活動区分
45	2月 3日 ~ 2月 9日	2月 6日	A

活動区分(A~E)のうち、いずれかひとつをご記入ください。

活動した月日をご記入ください。
 ※1週間に複数日活動されている場合も、そのうちの1日分のみをご記入ください。

活動回数に応じた「彦」をゲット!

美しい行為「1単位」につき「25彦」で計算
 (100彦札のための、100彦未満切捨てで交付します。)

「彦」の計算方法

美しい行為の回数 1単位あたり

_____回 × 25彦 = 「彦」交付額

実際に「彦」を受け取るのは、活動をした次の年度になります。

例) 年間の活動回数が
 3回以下の場合・・・100彦未満のため
 交付できません。
 4~7回までの場合・・・100彦(1枚)
 8~11回までの場合・・・200彦(2枚)
 1年間(52週)を通じて
 最大で“1300彦(13枚)”を交付

「彦」は、何に使えるの？ 使い道は、次の6つ!!

- ① 自由な流通**
 ・何かをしてもらった時の感謝の気持ちとして「彦」を渡す。
 ・「彦」協力店で「彦」と引き換えに特典を受ける。
 ※「彦」協力店は、市内で約25店!! 買い物代金の割引や、食事後のドリンクサービスなどお店によって特典内容もいろいろ
 ⇒「彦」協力店情報については協力店チラシで紹介しています。
- ② 市の一部の施設での使用料や手数料として使用する。**
 ⇒「彦」が使える施設等は、チラシの最後のページをご覧ください。
- ③ 事前に市に登録している市民団体に寄附をする。**
 「彦」を寄附して、市民団体の活動を応援することができます。
 ⇒「彦」が寄附できる団体・グループの紹介チラシもご用意しております。詳しくは、表紙の問合せ先まで。
- ④ エコバッグと交換をする。⇒「彦」5枚と交換することができます。**
- ⑤ ごみ袋(一袋10枚入り)と交換をする。⇒「彦」1枚と交換することができます。**
- ⑥ 反射シールと交換する。⇒「彦」1枚と交換することができます。**

協力店はこのステッカーが目印 ⇒

さらに詳しい情報は
**美しいひこね創造活動
 ホームページ**
 をチェック

※交換についての注意事項

・現金と「彦」の組み合わせはできません。詳しくはお問合せください。
 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、交換時期により、受付場所が異なりますので、表紙の「お問合せ先」までお問合せください。

「美しいひこね創造活動」ホームページでは
 多彩な情報を満載して、制度を紹介しています!

「彦」協力店 情報&特典内容
 「彦」協力店は、美しいひこね創造活動を応援することで“地域に貢献しているお店”です!
 協力店のお店情報のほか、「彦」と引き換え、受けられる特典をお知らせしています。

「彦」が寄附できる登録団体の紹介
 活動を通して受け取った「彦」を、アナタが「応援したい!」と思う団体へ寄附することができます。
 また、寄附ができる団体の活動を紹介しています!

ホームページURL : <https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/machizukuri/4/index.html>

ぜひご覧ください